

1. 第 2 回自治組織検討委員会の確認事項

基本的事項の 4 点について確認

1. 合併特例区規約について、政令公布前に平成 16 年 5 月 26 日公布の改正合併特例法を基本に作成する規約案について協議すること。
2. 規約に盛込む合併特例区が行う事務事業、管理する施設は、法令等で基礎自治体（新市）が行うことが規定及び義務付けのされている事務事業を除き、事務事業の一元化調整を踏まえるとともに、地域性・効率性・合理性など考慮し登載すること。ただし、登載した事務事業については、必要性に応じて新市事業へ移行、変更及び廃止すること。また、新たに登載する場合もあること。
3. 規約について、政令等の内容によっては、変更も有り得ること。
4. 自治区の取り扱いと新市との関係整備については、以下のとおりとすること。
  - ( 1 ) 名寄市区域に設置する自治区は、現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前の名寄市の市民及び住民組織の意見等を十分に踏まえ、新しい自治の姿（新市関係条例・総合計画等）等と整合させるとともに、住民・関係団体等との合意形成を十分に図ること。
  - ( 2 ) 風連町の合併特例区が自治区に移行するに際しては、先に設置となる旧名寄市の自治区機能等に旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら、段階的に調整していくものとし、双方の地域自治組織は合併前の地域振興、課題整理を図りつつ、新市における一体感醸成のためにそれぞれ努力すること。
  - ( 3 ) 地域自治組織の機能等については、新市の行政機能（組織機構）と十分に整合させるとともに、効率性・機能性を有したものとすること。

2. 合併特例区の業務について

別紙案（ 3 ページ）のとおりとする。

3. 合併特例区の設置に関する協議案及び規約案について

合併特例区の設置について、別紙協議案及び規約案のとおり決定する。

なお、規約に関して変更を要する事項が生じた場合は、前記 1 の確認事項のとおり取り扱うものとする。

## 合併特例区の設置に係る協議書（案）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の8及び第5条の10に規定する合併関係市町村の協議により、定めを要する事項及びその他必要な事項について、下記のとおり定める。

### 記

#### （合併特例区の設置及び期間）

第1条 法第5条の8第1項の規定に基づき、合併の日から5年間、風連町の区域（合併前に風連町の区域であった区域）に合併特例区を設置する。

#### （合併特例区の規約）

第2条 法の定めにより、別紙のとおり規約を定める。

#### （合併特例区の庶務）

第3条 合併特例区の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

#### （委任）

第4条 この協議書・規約に定めるもののほか、合併特例区に関して必要な事項は規則で定める。

#### （規約の施行）

第5条 規約は合併の日から施行する。

規則で定める必要な事項～合併特例区の休日、財務及び会計、報酬及び費用弁償等

特例区が行う事務事業（案）

（第3回自治組織検討委員会協議資料）

区分	事務事業の名称	左記事業の説明	備考
自治組織・ 自治活動	自治組織推進事業  広報・ホームページ開設	単位自治形成  （行政区・地域組織活動の推進） 情報紙の発行等	
施設等管理	地域施設管理 天塩川パークゴルフ場の管理 町民農園管理	コミュニティ施設等管理 管理組織との連携 用水路埋設地の活用	
地域生活	街路灯・防犯灯管理事業 河川・道路愛護事業 利雪克雪事業 定住対策事業 排雪受託事業	管理組織との連携 管理組織との連携 管理組織との連携 区域内定住促進（家賃等） 新市との連携	
地域振興	NPOまちづくり観光支援及びイベントなど活性化事業 都市交流事業 ふるさと会 町民広場手形作成事業	組織との連携、地域特性イベントの継続・発展支援 杉並区との交流推進 札幌・旭川組織との交流 開拓百年事業の継続	
地域福祉	敬老事業	実行組織との連携	
地域教育・ 子育て推進	特定車両運行（大型バス・通学車両） 区域高校振興対策事業 放課後対策事業 通学・通園支援事業 区域育英基金事業	地域特性による支援 地域特性による支援 地域特色のある学童保育 地域特性による支援 地域特性による支援	

上記 を付した事業については、現段階で特例区事業として登載を予定する。

## 風連町合併特例区規約（案）

### （設置及び目的）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下法という。）第5条8第1項の規定に基づき、合併前の風連町の区域に合併特例区を設置し、法第5条の10及び第5条の13に規定する事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

### （名称）

第2条 合併特例区の名称は、「風連町」とする。

### （区域）

第3条 合併特例区の区域は、「合併前の風連町の区域」とする。

### （設置の期間）

第4条 合併特例区の設置期間は、「合併の日から5年間」とする。

### （処理する事務）

第5条 合併特例区の処理する事務は、法第5条の12の規定に基づき、別表第1に掲げる事務及び別表第2に掲げる公の施設の設置及び管理とする。

### （公の施設の名称及び所在地）

第6条 合併特例区が設置及び管理する施設は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設とし、別表第2に掲げるものとする。

### （事務所の位置）

第7条 合併特例区の事務所の位置は、風連町西町196番地1とする。

### （特例区の長）

第8条 合併特例区の長は、法第5条の15の規定に基づき、市長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

3 合併特例区の長は、市の助役と兼ねる。

### （合併特例区協議会構成員の選任等）

第9条 法第5条第18の規定に基づき、合併特例区に協議会を置くこととし、合併特例区協議会（以下協議会という。）の構成員の選任及び解任の方法並びに任期は、次のとおりとする。

（1）市長は、協議会の構成員の選任にあたり、法第5条の18の規定に基づき、合併特例区の区域内住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮するものとし、地域住民組織を代表する者、公共的団体から推薦される者、識見を有する者15名を選任する。

（2）協議会の構成員の任期は2年とする。

（3）協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、市議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は地方自治法第92条の2規定に該当するときは、その職を失う。

（4）前項の規定により、構成員が失職したときは、新市の長は第1号の規定に基づき、欠員の補充をする。ただし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第10条 法第5条の19の規定に基づき、協議会に会長及び副会長を置くこととし、選任及び解任の方法は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 協議会に会長及び副会長を各 1 人置くこととする。
- ( 2 ) 協議会の会長及び副会長は構成員の互選によって決める。
- ( 3 ) 協議会の会長、副会長の任期は、協議会構成員の任期による。
- ( 4 ) 協議会の会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- ( 5 ) 協議会の副会長は、協議会の会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- ( 6 ) 会長、副会長が心身の故障のため職務を行うことができないとき、又は職務上の義務違反のあったときは、協議会出席委員の過半数の議決をもって解任することができる。

第 1 1 条 合併特例区の協議会の組織及び運営に関する事項は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 協議会は、第 9 条第 1 号で選考された委員により組織する。
- ( 2 ) 協議会は、法第 5 条の 2 0 の規定に基づき法の権限に属させられた事項について処理する。
- ( 3 ) 協議会は、合併特例区の手務、市の手務の内区域に係るものに関し、市長若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要事項について審議し、市長その他の機関又は合併特例区の長に意見を具申する。
- ( 4 ) 前項のほか、新市建設計画及び総合計画に関する事項、過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、地域振興のための基金活用に関する事項等、合併特例区の区域に係る市の施策の重要事項について意見を具申する。
- ( 5 ) 協議会は、合併特例区の予算、補正予算、暫定予算の同意、決算の認定に関する審議を行う。
- ( 6 ) 協議会の会議（以下会議という。）は、会長が招集する。ただし、協議会設置後最初の会議に限っては、市長が招集する。
- ( 7 ) 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の請求があるときは会議を招集しなければならない。
- ( 8 ) 会議は、委員の過半数をもって成立する。
- ( 9 ) 会議の議長は、協議会の会長が務めるものとし、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- ( 10 ) 前項の場合、会長は委員として議決に加わることができない。
- ( 11 ) 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。
- ( 12 ) 会議は、原則公開とする。

（庶務）

第 1 2 条 合併特例区及び協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

（委任）

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営について必要な事項は、合併特例区の長が市長の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規約は合併の日から施行する。

**別表第1 合併特例区が行う事務**

事務事業名

**別表第2 合併特例区が管理する施設**

施設の名称	施設の所在（合併前の位置）
西町コミュニティセンター	風連町西町7 6番地2
母と子と老人の家	風連町大町8 5番地8
仲町集会所	風連町仲町7 4番地1
日進コミュニティセンター	風連町字日進3 0 7 6番地
日進レクリエーションセンター	風連町字日進2 2 5 1番地
東生福祉会館	風連町字東生2 8 9番地1
旭コミュニティセンター	風連町字旭2 2 1 6番地
サンシャインホール	風連町字旭2 2 1 6番地
東風連子供と老人福祉館	風連町字東風連3 3 9 5番地
瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生4 1 5 1番地2
西風連コミュニティセンター	風連町字西風連2 5 0 0番地